八、金融公債ノ利子ニ付テハ所得税ヲ課セス
九、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
（二四十年ニ）
十、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十一、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十二、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十三、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十四、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十五、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十六、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十七、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十八、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十九、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十一、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十二、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十三、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十四、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十五、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十六、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十七、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十八、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十九、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
三十、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト

十一、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十二、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十三、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十四、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十五、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十六、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十七、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十八、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
十九、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十一、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十二、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十三、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十四、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十五、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十六、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十七、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十八、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
二十九、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト
三十、第一條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ行フコト